

四日市市告示第 35 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	赤堀小生線	赤堀二丁目2060-9 川島町1001-1	21.0~25.4	200.7	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.1
		赤堀二丁目2060-9 川島町1001-1	7.0~50.0 7.0~50.0	4092.1 4092.8	
2	赤堀新正1号線	赤堀二丁目2060-6 新正一丁目3092	10.8~24.2	83.3	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.2
		赤堀新町206 新正一丁目3092	5.0~12.5 5.0~24.2	778.3 779.8	
3	城東4号線	城東町164-38 城東町143-2	5.5~6.6	15.2	区域を変更する 幅員を変更する No.3
		城東町164-38 城東町143-2	~5.7 4.3~6.6	154.7 154.7	
4	城北城東2号線	城北町101街区1 城東町111街区10	4.0~6.6	14.9	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.4
		城北町101街区1 城東町62	3.7~8.2 3.7~8.2	436.8 436.3	
5	赤堀5号線	赤堀二丁目2055-2 赤堀三丁目2143	3.7~6.6	18.9	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.5
		赤堀二丁目2055-2 赤堀三丁目2143	2.8~14.6 2.8~14.6	488.7 478.2	
6	赤堀21号線	赤堀二丁目10 赤堀二丁目2-6	2.6	13.1	区域を変更する 延長を変更する No.6
		赤堀二丁目10 赤堀二丁目2-6	2.1~3.6 2.1~3.6	176.5 163.4	
7	赤堀22号線	赤堀二丁目15 赤堀二丁目40-2	4.0~6.9	13.2	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.7
		赤堀二丁目15-1 赤堀二丁目40-2	4.0~4.3 4.0~6.9	186.3 182.7	
8	赤堀末永線	赤堀新町163街区12 末永町451-1	22.0	25.1	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.8
		赤堀二丁目2060-9 末永町451-1	21.0~33.8 21.0~33.8	1993.2 2018.3	